**小規模事業者の皆様を支援**

***最大で２０万円の***

***補助が受けられます！***

≪みよし市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金≫

みよし市では、株式会社日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金融資」を利用した際に支払った約定利子（延滞利子は除く）に対し、補助金を交付します

【この制度を利用できる方】

①小規模事業者である

　※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあっては５人）以下の事業者

②市内に主たる事業所がある

③暴力団等と密接な関係がない

④市税を完納している

⑤同一年度に「みよし市信用保証料補助金」を受けていない

■補助対象　融資を受けた日から１年間（据置期間も含む）に支払った利子

■補助額　　利子総額の８０％

■限度額　　１年度当たり２０万円

≪申込期限≫

　公庫が発行した利息支払証明書の発行日から３０日以内に申請してください

■補助対象となる利子

　例：利息支払いに2ヶ月の期間がある場合

　　　※補助対象となる利子は10か月分になる

融資日

R4.6

利子支払開始

R4.8

R5.5

R5.7

支払開始

２カ月間

利子支払

１年間

融資から

１年間

までの期間

■必要書類

　□　融資に係る償還表の写し　　　　　　　　　　　　　　①

　□　公庫の発行した利子支払証明と支払済額明細書の写し　②

　□　市税完納証明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　③

　※③は市役所又はサンネットにて１枚２００円で発行しています

【お問合わせ先】

みよし市役所　市民経済部　産業振興課

〒470-0295　みよし市三好町小坂５０番地

TEL（0561）32-8015　FAX（0561）34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp